

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊万里市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

佐賀県伊万里市長

公表日

令和6年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	伊万里市は介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法という。）の規定に従い、特定個人情報を介護保険に関する事務において、以下の事務で取り扱う。 1. 被保険者に係る届け出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2. 被保険者証又は認定証に関する事務 3. 介護給付、予防給付の支給に関する事務 4. 要介護認定、要支援認定等の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5. 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 6. 保険給付の支払いの一時差止に関する事務 7. 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 8. 保険料の徴収又は賦課に関する事務
③システムの名称	1. Acrocity介護保険（標準化前）、MCWEL介護保険（標準化後） 2. Acrocity行政基本（標準化前）、Acrocity行政基本（標準化後） 3. MICJET番号連携サーバ 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険情報ファイル (2)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表100の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供の根拠 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項 情報照会の根拠 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 86、87、131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 長寿社会課
②所属長の役職名	長寿社会課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 長寿社会課 介護給付係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2154

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月1日	I 5②所属長の役職名	樋口 哲也	長寿社会課長	事後	
平成30年10月1日	II 1対象者人数(いつ時点の計数か)	平成27年7月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年10月1日	II 2取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年7月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II 1対象人数(いつ時点の計数か)	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II 2取扱者数(いつ時点の計数か)	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点		
令和1年6月28日	IVリスク対策		※新様式への変更のため、追加	事後	
令和2年7月10日	I5①部署	市民部 長寿社会課	健康福祉部 長寿社会課	事後	
令和2年7月10日	I7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 情報広報課 市民サービス係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2133	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後	
令和2年7月10日	I8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	市民部 長寿社会課 介護給付係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2154	健康福祉部 長寿社会課 介護給付係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2154	事後	
令和2年7月10日	II 1対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月10日	II 2取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年7月10日	II 1対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月10日	II 2取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年8月12日	II 1対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年8月12日	II 2取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年7月28日	II 1対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年7月28日	II 2取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年7月28日	IV リスク対策 8. 監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和6年9月25日	1③システムの名称	1. Acrocity介護保険 2. Acrocity行政基本 3. MICJET番号連携サーバ 4. 中間サーバ	1. Acrocity介護保険(標準化前)、MCWEL介護保険(標準化後) 2. Acrocity行政基本(標準化前)、Acrocity行政基本(標準化後) 3. MICJET番号連携サーバ 4. 中間サーバ	事前	
令和6年9月25日	3個人番号の利用	1.番号法第9条第1項 別表第一 68の項	1.番号法第9条第1項 別表 100の項	事後	
令和6年9月25日	4②法令上の根拠	別表第二における情報提供の根拠 1.番号法第19条7号 別表第二 1、2、3、4、6、26、30、39、42、56の2、57、58、61、80、87、90、93、94、95、117の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第31条、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条 別表第二における情報照会の根拠 1.番号法第19条7号 別表第二 61、62、93、94の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 第32条、第33条、第46条、第47条	情報提供の根拠 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項 情報照会の根拠 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 86、87、131、132の項	事後	
令和6年9月25日	II 1対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年7月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和6年9月25日	II 2取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年7月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	